

海津高委第1号

青森県沿岸海岸保全基本計画改定業務委託 説明書

青森県県土整備部河川砂防課発注の「海津高委 第1号 青森県沿岸海岸保全基本計画改定業務委託」について、簡易公募型プロポーザル方式（「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン（平成27年11月（令和5年3月一部改訂）」及び「建設関連業務の総合評価落札方式に関する運用の手引き（試行）（令和6年7月）」に準拠）に係る手続への参加希望者の募集は、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1. 公示日

令和6年10月1日

2. 担当部局

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県 県土整備部 河川砂防課 河川・海岸グループ

担当：野宮^{のみや}、畑山^{はたやま}、馬渡^{まわたり}（窓口）

TEL：017（734）9665（直通）

FAX：017（734）8191

E-mail：kasensabo@pref.aomori.lg.jp

3. 業務名

海津高委第1号 青森県沿岸海岸保全基本計画改定業務委託

4. 業務概要

（1）業務目的

国が策定する海岸保全基本方針が令和2年11月に変更され、「気候変動の影響による外力の長期変化を勘案した適切な防護水準の確保」が追記された。このことを踏まえ、青森県では令和5年より「気候変動を踏まえた青森県沿岸海岸保全施設技術検討会（以下、「技術検討会」という。）」を設置し、青森県沿岸（津軽沿岸、陸奥湾沿岸、下北八戸沿岸）における気候変動の影響を踏まえた計画外力の設定、海岸保全施設の防護水準等を設定することとしている。

(2) 主たる業務内容

1) 防護水準の設定

青森県沿岸における現行の計画天端高の設定方法にならって、令和5年度発注業務で設定する設計外力に対する波のうちあげ高を算定する。さらに、設計津波水位の結果を踏まえて、気候変動を考慮した堤防の必要天端高を検討し、海岸保全施設を整備しようとする区域とその対策方針を検討する。

2) 海岸保全基本計画の変更

委員会での検討結果を踏まえ、青森県各沿岸の海岸保全基本計画について、変更内容を検討し、基本計画（原案）を作成する。

※その他、検討に当たって必要な項目を実施方針等に記載すること。

(3) 技術提案を求める特定テーマ

本業務において、技術提案を求めるテーマは、以下に示す事項とする。

- ①青森県沿岸において、気候変動の影響を踏まえた防護水準を検討するうえでの留意点
- ②青森県沿岸において、新たに設定した防護水準を踏まえ、今後の施設整備目標を検討する際の留意点

(4) 業務量の目安

本業務の業務量は、40,000,000円程度（消費税及び地方消費税を含む。）を想定している。

(5) 履行期限

契約締結日の翌日（令和6年11月下旬予定）～令和7年3月25日

(6) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時・中間時3回・納品時を想定している。

(7) 成果品

成果品は、共通仕様書で定める他、次のものを提出する。

1) 電子媒体（CD-R等）

・報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・CD-R 2枚（報告書1部に2枚）

2) 紙媒体（簡易なファイルにとじたもの、図面含む）

・報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2部

3) その他 調査員から指示があるもの

(8) その他

- 1) 本件業務の契約書は、「業務委託契約書」による。
- 2) 提案に金額や単価等が含まれる場合は、見積書や積算内訳を添付すること。
- 3) 令和4年度業務報告書の閲覧に供するため、上記2の担当部局へあらかじめ連絡し、日程調整を行い閲覧するものとする（閲覧可能期間は、技術提案書に対する質問期間と同じ令和6年10月17日～令和6年10月24日とする。）。
- 4) その他、関連情報を入手するための照会窓口は、上記2の担当部局に同じ。

5. 技術提案書の提出者に要求される資格要件

(1) 技術提案書の提出者

1) 基本的要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- ② 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- ③ 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号。以下「参加資格規則」という。）第3条第2項各号に掲げる業務について、参加資格規則第5条の規定による資格の認定を受けた者（技術提案書の提出期限までに資格の認定を受けることが見込まれる者を含む。）であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始又は再生手続き開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 日本国内に、本店を有していること。
- ⑥ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明者の提出期限の日から契約の締結の時までの間に、受けていない者であること。
- ⑦ 指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）が、参加資格規則第5条の規定による資格の認定を受けた日から契約の締結の時までの間に、ない者であること。

6. 技術提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書の評価項目、評価基準及び評価のウェイトは以下のとおりとする。

参加表明者【選定】における基準について

評価項目	評価項目の概要	配点	選定時 ウェイト	備考
企業 評価	同種業務の実績（件数） 過去10年間における同種業務の実績（※1）	公共工事発注機関の同種業務の実績が5件以上	2.0	42%
		公共工事発注機関の同種業務の実績が1件以上	1.0	
		上記以外	0.0	
	業務成績評定点 過去4年間の県発注業務の成績評定点の平均 点	81点以上	2.0	
		80点以上81点未満	1.5	
		79点以上80点未満	1.0	
		78点以上79点未満	0.5	
	品質・環境マネジメントシステムの取組状況 ISO認定取得の状況 (ISO9001, ISO14001)	78点未満	0.0	
		ISO9001及びISO14001の認証を取得済み	1.0	
		上記認証のうちいずれか1つを取得済み	0.5	
	企業の地域精通度 過去5年間の県内海岸関係業務（※2）実績	上記以外	0.0	
		過去5年間の青森県内での業務実績有り	1.0	
	企業の優良建設関連業務表彰の有無 平成31年度以降における国又は青森県から の表彰の実績の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0	
		上記以外	0.0	
若手技術者又は女性技術者の配置の有無	管理技術者への配置	1.0		
	担当技術者への配置	0.5		
	上記以外	0.0		
企業評価計		8.0		
技術 者 評 価	技術者の保有資格	技術士・総合技術監理部門（建設一般並びに河川、 砂防及び海岸・海洋）又は技術士・建設部門（河 川、砂防及び海岸・海洋）	2.0	58%
		RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	1.0	
		上記以外	0.0	
	技術者の同種業務の実績（件数） 過去5年間の管理技術者又は担当技術者とし ての同種業務の実績（※1）	公共工事発注機関の同種業務の実績が3件以上	2.0	
		公共工事発注機関の同種業務実績が1件以上	1.0	
		上記以外	0.0	
	県発注業務の業務成績 過去4年間の管理技術者又は担当技術者とし ての成績の実績	81点以上の業務成績の実績がある	2.0	
		79点以上の業務成績の実績がある	1.0	
		上記以外	0.0	
	技術者の優良建設関連業務表彰の有無 令和元年度以降における国又は青森県から の表彰の実績の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0	
		上記以外	0.0	
	技術者の手持ち業務数 管理技術者及び担当技術者としての手持ち 業務数	0件	2.0	
		1件	1.5	
		2件	1.0	
3件		0.5		
4件以上		0.0		
継続教育の取組状況	各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	1.0		
	上記以外	0.0		
技術者の地域精通度 過去5年間における青森県内での海岸関係業 務（※2）実績	過去5年間の青森県内での業務実績有り	1.0		
	上記以外	0.0		
技術者評価計		11.0		
合計		19.0	100%	

※1 同種業務とは、海岸関係分野における気候変動の影響を考慮した設計・計画検討業務とする。

※2 海岸関係業務とは、同種業務を含む海岸関係事業における調査、計画、設計等の業務とする。
ただし、システムの設計、環境調査は対象外とする。

7. 参加表明書の作成、提出及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添（第1号様式、様式1～2、A4版）に示すとおりとする。
なお、文字サイズは、10ポイント以上とする。

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法

1) 参加表明書の提出は、以下による。

令和6年10月11日 午後5時までに担当部局へ提出

上記日時までに1部、河川砂防課河川・海岸グループ担当者へ提出する。

（持参及び郵送等に加え、電子メール等での提出も認める。書類の受理について、必ず担当へ確認すること。）

2) その他

要求した内容以外の書類、図面等については、受理しない。

(3) 各種資料の提出

以下の資料を提出すること（本資料は、両面印刷で支障ない。）。

・参加表明書（第1号様式）

・添付資料一覧表

・企業評価に係る調書等（様式1）

企業評価に係る評価項目を確認できる資料の写し

業務実績はテクリス等の写し、マネジメントシステムの実績は認証の写し、若手又は女性技術者の育成は当該技術者の年齢・性別が確認できる資料の写しとする。

・技術者評価に係る調書等（様式2）

・技術者評価に係る評価項目を確認できる資料の写し

管理技術者の保有資格は登録証等の写し、業務実績・手持ち業務はテクリス等の写し、業務成績評定点は点数が確認できる資料の写し、継続教育の実績は証明書の写しとする。

・その他評価項目内容を確認できる資料

(4) 参加表明書の内容に関する留意事項

表-1 参加表明書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
参加表明書	<ul style="list-style-type: none">参加表明書の提出者等に関する内容を記載する。記載様式は、第1号様式とし、A4版1枚に記載する。
企業評価に係る調書等	<ul style="list-style-type: none">参加表明者が過去に従事した「同種業務」の実績について記載する。記載する同種業務は、平成25年度以降公示日までに完了した業

記載事項	内容に関する留意事項
	<p>務とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同種業務とは、海岸関係分野における気候変動の影響を考慮した設計・計画検討業務とする。 ・ マネジメントシステムの取組状況について記載する。 ・ 参加表明者が過去に従事した「青森県内の海岸関係業務」の実績について記載する。記載する業務は、平成30年度以降公示日までに完了した業務とする。 ・ 海岸関係業務とは、同種業務を含む海岸関係事業における調査、計画、設計等の業務とする。ただし、システムの設計、環境調査は、対象外とする。 ・ 企業の優良建設関連業務表彰の有無について、評価対象となる表彰は、令和元年度以降かつ入札に参加しようとする当該業務の公告日以前に表彰を受けたものとし、以下の表彰を対象とする。（それ以外の表彰は対象としない。） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 青森県優良建設関連業務部長表彰 ➤ 青森県優良建設関連業務課長等表彰 ➤ 東北地方整備局優良業務局長表彰 ➤ 東北地方整備局優良業務事務所長表彰 ・ 業務種別が同区分（土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務等）の表彰を評価対象とする。 ・ 国からの表彰は、業務箇所（所管事務所）が東北管内のものに限り、評価の対象とする。 ・ 共同企業体として受注した業務の表彰は、出資比率に関わらず各構成員の表彰として対象とする。 ・ 若手又は女性技術者の育成について「若手」とは、公示日において満40歳を迎えていない者とする。女性技術者の場合は、年齢を問わない。 ・ 参加表明書提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができるが、若手・女性技術者の要件に該当しない候補者がいる場合、審査については、当該評価項目の評価はしない。 ・ また、業務の履行に当たって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。 ・ 記載様式は、様式1とする。
技術者評価に係る調書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の管理技術者の保有資格について記載する。 ・ 管理技術者が過去に従事した「同種業務」の実績について記載す

記載事項	内容に関する留意事項
等	<p>る。記載する同種業務は、平成30年度以降公示日までに完了した業務とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理技術者が過去に従事した青森県発注業務の成績評定点について記載する。記載する業務は、平成31年1月1日から令和4年12月31日までに完成した県発注業務とする。 ・ 対象となる業務は、入札に参加しようとする業務と同区分（設計業務、土質調査業務等）の業務とし、管理技術者又は担当技術者としての実績に限る。 ・ 業務成績の実績とは「業務評定点」のことであり、管理（担当）技術者等の「技術者評定点」のことではない。 ・ 技術者の優良建設関連業務表彰の有無について記載する。評価対象となる表彰は、平成31年度以降かつ入札に参加しようとする当該業務の公告日以前に表彰を受けたものとし、以下の表彰を対象とする（それ以外の表彰は対象としない。）。ただし、表彰を受けた業務において、管理技術者であった場合に限る。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 青森県優良建設関連業務部長表彰 ➤ 青森県優良建設関連業務課長等表彰 ➤ 東北地方整備局優良業務局長表彰 ➤ 東北地方整備局優良業務事務所長表彰 ・ 業務種別が同区分（土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務等）の表彰を評価対象とする。 ・ 国からの表彰は、業務箇所（所管事務所）が東北管内の業務のみを評価対象とする。 ・ 管理技術者の手持ち業務について記載する。対象となる業務は、国又は青森県その他の公共工事発注機関が発注した業務とし、公示日において契約済みの当初契約額3百万円以上の建設関連業務（業務種別は問わない）とする。 ・ 共同企業体としての業務（当初契約額は出資比率により算定）も対象とする。 ・ プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・ 管理技術者の継続教育の取組状況を記載する。目標（推奨）単位数及び取得年数の基準については、各団体の定めによるものとし、過去4年間のうち任意の1年間（H31.4.1～R5.3.31）に取得した単位数（ユニット）数を有効とする。

記載事項	内容に関する留意事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理技術者が過去に従事した「青森県内の海岸関係業務」の実績について記載する。記載する業務は、平成30年度以降公示日までに完了した業務とする。 ・ 記載様式は、様式2とする。

(5) 技術提案書の提出者の選定

技術提案書の提出者の選定は、“6.”の評価項目及び評価基準に基づいて評価を行い、技術提案書の提出者として選定した者には、令和6年10月16日までに選定通知書をもって通知する。

(6) 非選定理由に関する事項

- 1) 技術提案書の提出者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由を令和6年10月16日までに書面により通知する。
- 2) 上記1)の通知を受けた者は、通知が到達した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、担当部局に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- 3) 上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。
- 4) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は、以下のとおりである。
 - ①受付場所：2. に同じ
 - ②受付時間：午前9時から午後5時まで

8. 技術提案書を特定するための基準

技術提案書の特定をする際の評価のウェイトは、以下のとおりである。

技術提案書【特定】段階における基準について

評価項目		評価項目の概要	配点	特定時 ウェイト	備考		
技術者評価		選定時の技術者評価と同一	11.0	25%			
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度・実施手順	業務目的の理解度	評価する 1.0 評価しない 0.0	25%			
		業務条件の理解度	評価する 1.0 評価しない 0.0				
		業務内容の理解度	評価する 1.0 評価しない 0.0				
		実施手順の妥当性	評価する 2.0 評価しない 0.0				
		工程計画の妥当性	評価する 1.0 評価しない 0.0				
		技術力の担保・有益な代替案の合理性	評価する 2.0 評価しない 0.0				
		地域実情の理解度	評価する 2.0 評価しない 0.0				
	実施方針 計				10.0		
	技術提案	的確性	業務上の与条件との整合性はあるか		記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている 2.0 記載内容が適切である 1.0 記載内容が標準的である 0.0	50%	
			事業の重要度を考慮した提案か		記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている 2.0 記載内容が適切である 1.0 記載内容が標準的である 0.0		
内容が事業の難易度に相応しい提案か			記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている 2.0 記載内容が適切である 1.0 記載内容が標準的である 0.0				
必要なキーワードが網羅されているか			記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている 2.0 記載内容が適切である 1.0 記載内容が標準的である 0.0				
実現性			類似実績が明示されているか	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている 2.0 記載内容が適切である 1.0 記載内容が標準的である 0.0			
			利用する技術基準及び資料が適切か	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている 2.0 記載内容が適切である 1.0 記載内容が標準的である 0.0			
		提案内容が具体的かつ実現性の高いものになっているか	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている 2.0 記載内容が適切である 1.0 記載内容が標準的である 0.0				
		提案内容に説得力があるか	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている 2.0 記載内容が適切である 1.0 記載内容が標準的である 0.0				
獨創性		工学的知見に基づく新しい提案があるか	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている 2.0 記載内容が適切である 1.0 記載内容が標準的である 0.0				
		高度の検討・解析手法の提案があるか	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている 2.0 記載内容が適切である 1.0 記載内容が標準的である 0.0				
		特定テーマ1 小計		20.0			
特定テーマ2		特定テーマ1と同じ内容で評価	20.0				
技術提案 計			40.0				
合 計				100%			

※評価については、3名で評価した平均とする。

9. 技術提案書の作成、提出及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、別添（第2号様式、様式-3～4、A4版）に示すとおりとする。なお、文字サイズは、10ポイント以上とする。

(2) 技術提案書提出期限、提出場所及び提出方法

1) 技術提案書の提出は、以下による。

令和6年10月31日 午後5時までに担当部局へ提出

提出は、上記日時までに1部、河川砂防課河川・海岸グループへ提出する。

（持参及び郵送等に加え、電子メール等での提出も認める。書類の受理について、必ず担当へ確認すること。）

2) その他

要求した内容以外の書類、図面等については、受理しない。

(3) 各種資料の提出

以下の資料を提出すること。（本資料は、両面印刷で支障ない。）。

- ・ 技術提案書（第2号様式）
- ・ 業務の実施方針、実施フロー、工程計画（様式-3）
- ・ 特定テーマに対する技術提案（様式-4）
- ・ 参考概算見積（自由様式）

(4) 参加技術提案書の内容に関する留意事項

技術提案書の内容に関する留意事項を以下に示す。

表-2 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
技術提案書	・ 記載様式は、第2号様式とする。
実施方針等	・ 本業務に関する実施方針・実施フロー・工程計画その他事項を記載する。 ・ 記載様式は、様式-3とし、A4版1枚に記載する。
特定テーマに対する技術提案	・ 4.(3)に示した特定テーマに対する意見を具体的かつ簡潔に提案する。 ・ 記載に当たり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、写真を用いることは支障ない（ただし、引用文献等は添付しない）。 ・ 記載様式は様式-4とし、特定テーマ毎にA4版2枚以内に記載する。（枚数の多寡による評価はしない。テーマ毎にA4版1枚でも支障ない。）

参考概算 見積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件業務に係る参考見積を提出すること。 ・ 参考見積価格は、提示した業務規模と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。 ・ 記載様式は特に定めないが、A4版1枚程度に記載する。
------------	---

(5) ヒアリング

以下のとおりヒアリングを行う。詳細は、技術提案書の提出者に対し連絡する。

実施場所：青森県庁

実施予定日：令和6年11月7日

予備日：令和6年11月8日

出席者：配置予定管理技術者

(6) 技術提案書の特定

技術提案書の特定は、“8.”の評価項目及び評価基準に基づいて評価を行い、評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。技術提案書を特定した者には、令和6年11月14日までに特定通知書をもって通知する。

なお、評価の合計点は、技術提案審査員それぞれの評価点の平均値とする。

(7) 非特定理由に関する事項

- 1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由を令和6年11月14日までに通知する。
- 2) 上記1)の通知を受けた者は、通知が到達した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、担当部局に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- 3) 上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。
- 4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は、以下のとおりである。
 - ①受付場所：2. に同じ
 - ②受付時間：午前9時から午後5時まで

10. その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：業務委託料の10分の1（500万円以下の場合は100分の5）

以上の額。ただし、青森県財務規則第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 無効となる参加表明書又は技術提案書

参加表明書又は技術提案書が次の条件のいずれかに該当する場合には、無効となることがある。

- 1) 提出方法、提出先、受領期限に適合しないもの
- 2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- 3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- 4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- 5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- 6) 虚偽の内容が記載されているもの

(5) その他

- 1) 参加表明書（添付書類を含む。以下同じ。）及び技術提案書の作成、提出等に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。
- 3) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- 4) 提出された書類は、特定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成することがある。
- 5) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- 6) 提出された参加表明書及び特定した技術提案書は返却しない。特定しなかった技術提案書は、技術提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- 7) 特定された者の会社名等は、公表する。
- 8) 提出された技術提案書は公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。
- 9) 技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。
- 10) 業務説明書に対する質問は文書（様式-5 ワードファイル）により行うものとし、電子メールで受け付ける。回答は、質問者に対してFAXにより行い、回答内容は、質問した会社名を伏せてホームページにも公表する。

- ・参加表明書に係る質問期間
令和6年10月17日～令和6年10月21日
(上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時～午後5時)
- ・上記の回答期間
令和6年10月17日～令和6年10月25日
- ・技術提案書に係る質問期間
令和6年10月17日～令和6年10月24日
(上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時～午後5時)
- ・上記の回答期間
令和6年10月17日～令和6年10月29日
- ・質問先
〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県 県土整備部 河川砂防課 河川・海岸グループ

担当：野宮^{のみや}、畑山^{はたやま}、馬渡^{まわたり}（窓口）

TEL：017（734）9665（直通）
FAX：017（734）8191
E-mail：kasensabo@pref.aomori.lg.jp
- ・閲覧場所
青森県河川砂防課ホームページ及び青森県建設業ポータルサイト